

SCAT

第56回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年1月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

栃木県小山市神鳥谷202
小山グランドホテル2階会議室

当日ご出席されない場合

郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送によるご行使
議決権行使書をご返送

詳細は4ページをご参照ください。



インターネットによるご行使

詳細は5ページをご参照ください。

目次

第56回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役3名選任の件	
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当 のための報酬決定の件	
第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当 のための報酬決定の件	
事業報告	22
連結計算書類・計算書類	35
監査報告書	39

SCAT 株式会社

証券コード：3974

証券コード 3974
2024年1月10日
(電子提供措置の開始日2024年1月5日)

株 主 各 位

栃木県小山市城東一丁目6番33号
S C A T 株 式 会 社
代表取締役社長 長 島 秀 夫

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第56回定時株主総会招集ご通知」及び「第56回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.scat.inc/ir.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（S C A T）または証券コード（3974）を入力・検索し「基本情報」「縦覧資料／P R 情報」を選択のうえご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

株主の皆様には、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当日のご出席のほか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただきますか、またはインターネット（スマートフォンによる行使）により議決権を行使することができますので、後述のご案内に従って2024年1月29日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：2024年1月30日（火曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所：栃木県小山市神鳥谷202

小山グランドホテル2階会議室

3. 目的事項：

報告事項

1. 第56期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

お知らせ

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・ 事業報告の「企業集団の主要拠点等」「使用人の状況」「主要な借入先及び借入額」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内



1. 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。



2. 郵送による議決権行使の場合

行使期限：2024年1月29日（月曜日）午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



3. インターネットによる議決権行使の場合

行使期限：2024年1月29日（月曜日）午後5時45分入力分まで

当社指定のウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

※1 議決権のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。インターネットによって複数回数、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

※2 パスワードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数間違えると利用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

【議決権行使に関する事項以外のご照会】

証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様
（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

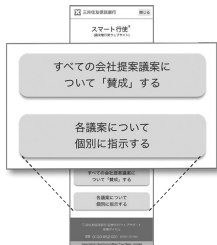
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

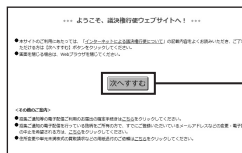
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

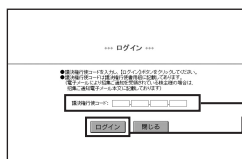
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役5名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。

つきましては、経営の監督機能強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役6名の選任（4名再任）をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

《参考》候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	出席回数/取締役会
1	再任 <small>ながしま ひでお</small> 長島 秀夫	代表取締役社長、執行役員	14回/14回
2	再任 <small>ふくだ ひろゆき</small> 福田 博行	取締役、執行役員 美容サロン向けICT事業担当 BICT事業部 事業部長	14回/14回
3	再任 <small>にし お</small> 西尾 忍	取締役、執行役員 経理財務担当 経理財務本部 本部長	14回/14回
4	新任 <small>たかはし さかえ</small> 高橋 栄	執行役員 IR担当 経営管理本部 副本部長 兼 経営企画室 室長	—
5	再任 <small>とみおか かずはる</small> 富岡 和治	社外取締役（独立役員）	14回/14回
6	新任 <small>あけみね れいこ</small> 朱峰 玲子	—	—

※新任の朱峰玲子氏は、社外取締役（独立役員）候補であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当		所有する 当社株式数
1	ながしま ひでお 長島 秀夫 (1961年12月22日) 【再任】	1988年2月	当社入社	37,100株
		2002年1月	当社取締役	
		2014年1月	当社取締役副社長	
		2020年1月	当社代表取締役	
		2021年1月	当社代表取締役社長 執行役員 (現任)	
			重要な兼職の状況 なし	
取締役候補者とした理由				
長島秀夫氏は、当社の主力事業である美容サロン向けICT事業の要職を歴任し、大きく業績を向上させた実績を有しております。代表取締役社長として経営を牽引し、かつ、執行役員として事業遂行にリーダーシップを発揮し、企業価値向上を実現してまいりました。その経験と見識、実行力が今後も必要不可欠と考え、引き続き取締役候補者いたします。				
2	ふくだ ひろゆき 福田 博行 (1975年8月4日) 【再任】	2005年2月	当社入社	7,700株
		2020年11月	当社執行役員 美容サロン向けICT事業担当 (現任) スキヤットソリューション事業部 (現BICT事業部) 営業管理本部 本部長	
		2021年11月	スキヤットソリューション事業部 (現BICT事業部) 事業部長 (現任)	
		2022年1月	当社取締役 (現任)	
			重要な兼職の状況 なし	
取締役候補者とした理由				
福田博行氏は、当社の主力事業である美容サロン向けICT事業の要職を歴任し、取締役執行役員として業務執行にリーダーシップを発揮し、業容改善と業績向上の実績を有しております。その経験と見識、実行力が今後の当社の企業価値向上には必要不可欠と考え、引き続き取締役候補者いたします。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当		所有する 当社株式数
3	にしお しのだ 西尾 忍 (1976年2月15日) 【再任】	2007年1月 2015年11月 2016年5月 2016年7月 2020年6月 2021年1月 2021年11月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入社 西尾公認会計士事務所 所長（現任） 株式会社富士屋硝子店 会計参与（現任） 当社監査役 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役（現任） 当社取締役 執行役員 経営管理本部 副本部長 当社取締役 執行役員 経理財務担当（現任） 経理財務本部 本部長（現任） 重要な兼職の状況 西尾公認会計士事務所 所長 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役	2,300株
取締役候補者とした理由 西尾忍氏は、公認会計士・税理士として会計・税務の専門家として豊富な経験・見識を活かし、代表取締役社長を補佐し、当社の経理・財務担当取締役及び執行役員として業務を遂行してまいりました。その経験と見識を活かし経理財務担当の取締役として活躍いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者いたします。				
4	たかはし さかえ 高橋 栄 (1971年2月28日) 【新任】	1993年4月 2010年11月 2012年11月 2015年11月 2020年11月 2021年11月	当社入社（現 ビジネスサービス事業部） 行政書士法人あおば マネージャー（出向） 当社経営管理本部 経営企画室 課長 当社経営管理本部 経営企画室 室長（現任） 当社執行役員 I R担当（現任） 当社経営管理本部 副本部長（現任） 重要な兼職の状況 なし	14,700株
取締役候補者とした理由 高橋栄氏は、経営企画室室長として代表取締役社長を補佐し、かつI R担当執行役員として、企業価値向上の実現に尽力してまいりました。会社経営に関する経験と知識を有しており、当社経営に必要な人財として取締役候補者いたします。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
5	<p style="text-align: center;">とみおか かずはる 富岡 和治 (1958年12月31日)</p> <p style="text-align: center;">【再任】 <u>社外取締役</u> <u>独立役員</u></p>	<p>1982年4月 大和証券株式会社 (現 株式会社大和証券グループ本社) 入社</p> <p>1987年10月 会計士補 登録</p> <p>1998年4月 有限会社ディスクロージャー (現 株式会社ディスクロージャー) 代表取締役 (現任)</p> <p>2004年5月 株式会社ピクセン (現 株式会社バイオミメティクスシンパシーズ) 社外取締役 (現任)</p> <p>2004年11月 YWT株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2007年5月 P E & H R 株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2016年12月 富士ざくらホテル株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2018年7月 メールソリューション・ジャパン株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2019年1月 株式会社横浜国際オークション 社外監査役 (現任)</p> <p>2019年1月 当社取締役 (現任)</p> <p>2021年7月 株式会社エスポリア 社外監査役</p> <p>2021年10月 株式会社千代田SDGs総研 取締役 (現任)</p> <p>2023年11月 黒谷株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>2023年11月 株式会社エスポリア 社外取締役 (現任)</p> <p style="text-align: center;">重要な兼職の状況 株式会社ディスクロージャー 代表取締役</p>	3,000株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>富岡和治氏は、長年にわたる証券業界及び企業経営者としての豊富な経験を通して培った経営や会計に関する高い知見を有し、社外取締役として業務執行取締役の監督・助言を行っております。その経験と見識が今後も必要不可欠と考え、引き続き社外取締役候補者といたします。なお、同氏は当社からの独立性を有しており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
6	<p style="text-align: center;">あけみね れいこ 朱峰 玲子 (1958年8月23日)</p> <p style="text-align: center;">【新任】 社外取締役 独立役員</p>	<p>1990年10月 株式会社エマーズ入社 2000年6月 株式会社シーボン入社 2005年6月 同社 執行役員 (管理部部長システム担当) 2007年2月 同社 営業本部長 2008年6月 同社 取締役就任 (営業推進部担当) 2013年6月 同社 取締役兼執行役員 (直販営業部担当) 2016年7月 株式会社エム・エイチ・グループ入社 2016年9月 同社 取締役副社長 2017年9月 同社 代表取締役兼執行役員 2021年10月 株式会社アクシージア 社外取締役 (現任) 2023年9月 株式会社エム・エイチ・グループ 取締役会長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社エム・エイチ・グループ 取締役会長 株式会社アクシージア 社外取締役</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>朱峰玲子氏は、企業経営者として培われた幅広い経験と高い見識を有し、グローバルな視点からの事業戦略に明るく、当社における経営意思決定の健全性確保と強化に十分な役割を果たすことを期待できると判断し、社外取締役 (独立役員) 候補者といたします。</p>			

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2023年10月31日現在の状況を記載しております。
 3. 富岡和治氏及び朱峰玲子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 富岡和治氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
 5. 当社は、富岡和治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定です。また、朱峰玲子氏の選任が承認された場合についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
 6. 当社は、富岡和治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、富岡和治氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、朱峰玲子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役3名は本総会終結の時をもって全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任（2名再任）をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位		所有する 当社株式数
1	<p>もり のぶふみ 森 信文 (1963年6月18日)</p> <p>【新任】</p>	<p>2000年8月 当社入社 2019年1月 当社取締役 経営管理本部 本部長（現任） 2020年11月 当社執行役員 総務人事担当（現任） 2022年1月 TBCシルバーサービス株式会社（連結子会社） 取締役（現任）</p>	<p>重要な兼職の状況 TBCシルバーサービス株式会社（連結子会社） 取締役</p>	25,000株
<p>監査役候補者とした理由</p> <p>森信文氏は、取締役、及び経営管理本部本部長として代表取締役社長を補佐し、かつ執行役員として、総務・人事・情報システムの各部門を統括し、企業価値向上の実現に尽力してまいりました。当社における多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適正性等を客観的な視点からの有益な助言により、当社経営の健全性確保に十分な役割を果たすことを期待できると判断し、常勤監査役候補者といたします。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位		所有する 当社株式数
2	<p>やまさわ くにあき 山沢 邦明 (1969年10月18日)</p> <p>【再任】 社外監査役 独立役員</p>	<p>1993年3月 株式会社帝国ホテル入社 2002年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 2016年6月 山沢公認会計士事務所 開設 2016年6月 株式会社CSGコンサルティング入社 2016年7月 株式会社ディスクロージャー・プロ 取締役（現任） 2022年1月 当社監査役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社ディスクロージャー・プロ 取締役</p>	0株	
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>山沢邦明氏は、公認会計士としての専門性の高い知見を有し、かつ上場会社子会社の取締役として企業経営に関する知識と経験を有しており、当社の社外監査役として中立かつ公正な立場で適切な監視・監督を行っていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたします。なお、同氏は当社からの独立性を有しており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。</p>				
3	<p>さとう ひろかず 佐藤 浩一 (1961年10月9日)</p> <p>【再任】 社外監査役 独立役員</p>	<p>1984年4月 日鐵商事株式会社入社 1992年1月 カシオ計算機株式会社入社 1994年12月 国際営業本部電卓貿易部 2006年4月 カシオインディア（Casio India Co., Pvt. Ltd.）取締役 2016年2月 シンガポールジャカルタ事務所 所長 2020年1月 営業企画部市場開発室（担当：海外EC調査） 2020年6月 カシオ計算機株式会社退社 2022年1月 当社監査役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 なし</p>	0株	
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>佐藤浩一氏は、上場会社の業務を通じて培われた企業人としての幅広い知見と海外赴任経験からの国際性・多様性を有し、経営陣から独立した立場で客観的かつ中立的な視点での経営への助言をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたします。なお、同氏は当社からの独立性を有しており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山沢邦明氏及び佐藤浩一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山沢邦明氏及び佐藤浩一氏の当社監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、山沢邦明氏及び佐藤浩一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、山沢邦明氏及び佐藤浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2003年1月29日開催の当社定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く、以下、「対象取締役」という。）に、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限及び第4号議案が承認されることを前提として、第4号議案に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.8%程度（10年間に亘り、当該上限となる数合計数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合は8%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、取締役の報酬に関する基本方針につき、17頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日までの直近1ヶ月間における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）の単純平均値を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえて相当と考える金額として年間10百万円以内を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（以下、「役務提供期間」という。）の前日までに当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、本役務提供期間後の退任であっても、正当と認められない理由である場合は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役または監査役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間満了の前日までに当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

取締役の報酬に関する基本方針は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう定額報酬と単年度の業績に応じて、次年度報酬額に加算し支給する業績連動報酬、及び毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式に係る非金銭報酬で構成し、各取締役の職務執行の対価として適正な水準で支給することとしています。

取締役の個人別報酬（定額報酬）の算定方法及び決定手続きについては、取締役の役位、役割等に応じて基準を定めたガイドラインにより算定し、報酬の決定に関する客観性及び透明性を確保するために、社外取締役を委員とする任意の委員会（指名報酬委員会）の答申に基づき、取締役会で決議しております。取締役の個人別報酬（業績連動金銭報酬）の次年度加算分の算定方法及び決定手続きについては、経常利益ベースにより個人別に算定し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。譲渡制限付株式に係る非金銭報酬の算定方法及び決定手続きについては、取締役の役位、役割等に応じたガイドラインにより算定し、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

監査役の報酬は、各監査役の職務執行の対価として適正水準で支給することを基本方針としています。監査役の報酬額は、株主総会の決議に基づく報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2014年1月29日開催の当社定時株主総会において、年額24百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査役（以下、「対象監査役」という。）に、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持を図るインセンティブを与えることを目的として、対象監査役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の監査役の報酬等の額の範囲内にて、対象監査役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の監査役は3名であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象監査役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象監査役に対し、当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象監査役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日までの直近1ヶ月間における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）の単純平均値を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象監査役に特に有利な金額とされない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象監査役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数4,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえて相当と考える金額として年間2百万円以内を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象監査役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象監査役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（以下、「役務提供期間」という。）の前日までに当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、役務提供期間後の退任であっても、正当と認められない理由による場合には本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役または監査役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象監査役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間満了の前日までに当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象監査役が当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

《株主総会後の取締役及び監査役スキルマトリックス》

第1号議案及び第2号議案が全て原案どおり承認された場合の各取締役、及び監査役の専門性、経験、期待される役割は次のとおりであります。

役職	氏名	企業経営	業界知識	営業・マーケティング	ICT・DX	財務・会計	リスク管理	国際性
取締役社長	長島 秀夫	●	●	●	●		●	
取締役	福田 博行	●	●	●	●			
取締役	西尾 忍	●				●	●	
取締役	高橋 栄	●			●	●	●	
社外取締役	富岡 和治	●				●	●	
社外取締役	朱峰 玲子	●	●					●
常勤監査役	森 信文	●			●		●	
社外監査役	山沢 邦明					●	●	
社外監査役	佐藤 浩一			●	●			●

(注) 各取締役及び監査役に特に期待される役割を記載しており、各取締役及び監査役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、2023年5月1日より社名を「SCAT株式会社」に変更し、さらに10月に東京本社オフィスを移転し、新たなスタートを切っております。

当連結会計年度（2022年11月1日から2023年10月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により社会経済活動の正常化を背景に、景気の回復の兆しがみられました。しかし、為替市場の急激な円安、ウクライナ情勢の長期化、光熱費や原材料価格の上昇による物価高騰など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社のコア事業の属する情報通信業界では、国策として推進されているDX（デジタルトランスフォーメーション）を背景に、企業競争力と情報セキュリティの強化、オンラインを前提とした業務改善等のIT活用により、企業のIT投資は中長期的に増加する傾向にあると見込まれております。

当社は、「ICTの提供による中小企業支援を通じた社会貢献」をパーパス（存在意義）とし、「Plus1」の付加価値を提供しております。経済産業省より「DX認定事業者」「IT導入支援事業者」に選定され、さらに中小企業の経営力強化を支援する「経営革新等支援機関」の認定により、新たなビジネスの創造とお客様支援に寄与しております。

美容サロン向けICT事業では、提供する製品やコンテンツサービスがIT導入補助金の対象になり、ユーザーのDX化需要に応じております。さらに、電子帳簿保存法やインボイス制度（2023年10月導入）等の法改正対応による需要見込み増など、追い風と言える市場環境が継続しております。

中小企業向けビジネスサービス事業では、中小企業支援に関する専門知識や実務経験が評価され、国の認定を受けた「経営革新等支援機関」となりました。これにより、クライアントの経営相談や事業計画の策定、及び実行支援等のコンサルティングサービスの案件が徐々に増えております。

介護サービス事業では、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行されたものの、引き続き高い緊張感をもって感染症対策を継続しております。特に、当連結会計年度では、介護付き有料老人ホームにおいて持病悪化に伴う入院やご逝去による空室が増え、さらに食材や光熱費等の高騰により、損益に大きな影響を受けております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,742,420千円（前連結会計年度比6.0%の増加）、営業利益は227,866千円（同1.7%の増加）、経常利益は230,837千円（同3.5%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は157,936千円（同56.9%の増加）となりました。

なお、特別利益につきましては、旧東京本社オフィスの立ち退きに伴う家賃免除益34,956千円を計上しております。特別損失につきましては、事務所移転費用14,276千円並びに固定資産除却損3,050千円を計上したほか、減損損失5,738千円を計上しております。

セグメント別の業績の概要は以下のとおりです。

① 美容サロン向けICT事業

美容サロン向けICT事業では、収益の柱であるシステム販売（物販）に、保守、コンテンツ、及び新たな課金型サービス等のストック収益の上積みを進めております。今期は新型コロナウイルス感染症の影響が残るなかで販売代理店との同行販売や展示会が徐々に解禁され営業活動も活発化し、「IT導入補助金の採択率の向上」「インボイス制度対応」「DX推進」等の追い風もあり、当初見通しを上回る実績での着地となりました。

システム販売（物販）では、美容サロン向け商品として、ユーザーのカスタマイズ要望にお応えするオンプレミス型POSシステムの「Sacla PREMIUM」と、マルチデバイスでSaaS型システムの「BEAUTY WORKS」の2本の基幹システムを提供しております。

2023年度もIT導入支援事業者に継続して選定され、IT導入補助金を活用した「Sacla PREMIUM」の受注が当初見通し以上の実績で着地いたしました。また、半導体不足に伴う商品品薄により延期していた大口ユーザーの納品が計画的に進んでおります。

美容ディーラー向け販売管理システム「i-SCAP/EX」においては、クラウド型電子請求書発行システム「楽楽明細」を提供する株式会社ラクス（東証プライム：3923）とのアライアンス（販売パートナー契約）により、インボイス制度、電子帳簿保存法に対応した電子請求等のシステム提供を開始しております。これにより美容ディーラーのバックオフィス業務の改善と生産性向上と併せて、販売代理店化につなげ、新規ユーザー獲得推進による売上も増加しております。

課金型ストックビジネスでは、2023年1月に新コンテンツ「LINEミニアプリ」連携がスタートしたことにより、これまで課金型ストックビジネス構築を牽引してきたスマホアプリ（Salon Appli）や「Google で予約（Reserve with Google）」、楽天スーパーポイント連携等のWEBコンテンツ収益で更なる積み上げをしてまいりました。

また今後の事業展開に向けて、理美容業界における新たなサービスの提供に向けて、ヘアサロン「モッズ・ヘア」を運営管理する株式会社エム・エイチ・グループ（東証スタンダード：9439）との連携を進めております。

一方、セグメント利益においては、円安に伴う仕入れ等の原価増や、社名変更及び東京オフィス移転等による一時的な費用負担がありました。好調な売上により堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,684,035千円（前連結会計年度比12.8%の増加）、セグメント利益（営業利益）は164,186千円（同13.4%の増加）となりました。

② 中小企業向けビジネスサービス事業

中小企業向けビジネスサービス事業では、中小企業の経営支援のため、会計・経理業務を中心に各種サービスを提供しております。

コア業務の会計サービスは、月次決算等の財務報告を中心に、資金繰りサポートや記帳及び給与計算等の事務代行（BPO）サービスの提供、並びに関連する会計・給与・販売管理ソフトのITシステム運用支援、及びリスクマネジメント（生保・損保代理店業務）を行っております。

また、経済産業省より「経営革新等支援機関」に認定され、お客様の経営課題の改善のための経営力向上計画策定や事業再構築支援等のコンサルティングサービスを提供しております。これらのサービス提供により既存顧客との関係はより強固なものとなり、さらに紹介パートナー契約企業、地域の金融機関や土業とのアライアンスにより安定した新規取引先の獲得につながっております。

今後も、インボイス制度や2024年1月からの電子帳簿保存法に関する各クライアントへのサポート対応のほか、事業承継や認定支援機関としてのコンサルティングサービスの提供など各種サービスの拡充に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は313,059千円（前連結会計年度比1.1%の減少）、セグメント利益（営業利益）は11,838千円（前連結会計年度は753千円の損失）となりました。

③ 介護サービス事業

介護サービス事業では、介護付き有料老人ホームを3施設（栃木県佐野市、群馬県館林市、長野県小諸市）及び在宅支援事業（通所介護・短期入所生活介護・居宅介護支援・健康促進事業）を1施設（長野県小諸市）運営しております。

介護付き有料老人ホームでは、新規入居者は例年以上にあるものの、持病悪化によるご逝去や長期入院治療等による退去が重なったことに加え、地域の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い入居までの期間が長くなるなどの要因から空室が増え入居稼働率が低下し収入減となりました。

また、在宅支援事業では、デイサービスの新規利用者が増えコロナ禍前の稼働率に戻りつつあるものの、ショートステイでは近隣の医療機関や介護施設等において新型コロナウイルス感染が断続的に発生しており、他施設の複数介護サービスを利用しているお客様によるキャンセルが増えるなどの影響がありました。

さらに、光熱費の高騰、食材を含む物価上昇に伴う諸経費の増加により、収益に大きな影響がありました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は726,021千円（前連結会計年度比4.4%の減少）、セグメント利益（営業利益）は42,427千円（同38.6%の減少）となりました。

セグメント別売上高及びセグメント利益

セグメント	売上高	セグメント利益
美容サロン向けICT事業	1,684,035 千円	164,186 千円
中小企業向けビジネスサービス事業	313,059 千円	11,838 千円
介護サービス事業	726,021 千円	42,427 千円
その他	22,663 千円	9,413 千円
セグメント間消去	△3,360 千円	— 千円
合計	2,742,420 千円	227,866 千円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は158,070千円となっております。主要なものは、東京本社移転に伴う内装・設備工事等、及び美容サロン向けPOSレジ顧客管理システムであります。

また、当連結会計年度において旧東京本社の内装等の除却を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 新規顧客の獲得及びお客様とのリレーションシップの強化

当社グループは、ICTを活用し、お客様の経営繁栄を支援していきます。お客様の集客をはじめ作業効率を図るなどのイノベーションを実現する「DXパートナー」としての役割を期待されております。お客様の期待に応えるため、幅広いITサービス、デジタルソリューションを提供できるよう、営業体制の強化とマーケティング活動を継続的に実施し、新規顧客の獲得、及びお客様とのリレーションシップの強化を図ってまいります。また、営業情報、顧客情報を共有できる社内DXの仕組みを構築し、当社企業グループ間及び各事業部門の営業社員、サービス社員、システム開発社員等のメンバーが連携し、戦略的、網羅的に幅広いお客様支援を展開してまいります。

② ICTシステムの安定性の確保、品質向上の取り組み

ICT事業環境は、技術革新や変化のスピードが速く、情報漏えい・不正アクセスの増加など様々な脅威に、日々対応が求められます。また、急速に普及しているスマートフォンやネットワーク等の利用環境の変化に対応し、これらを有効に活用できる商品に対する需要が高まるものと認識しております。当社グループでは、多様化する利用シーンに応じた商品の開発・提供に積極的に取り組み、ICTシステムの安定性及びセキュリティを確保してまいります。

一方、システム開発等においては、予期せぬトラブルの発生による収益性の低下が懸念されます。重要度の高いプロジェクトに対しては、社内横断的に工程毎のプロジェクトの状況把握及び確認等のプロセスを経て対策を講じております。今後も継続的にプロセスの見直し、品質の向上に努めてまいります。

③ DXを推進し、社内外に新たな価値創造

当社グループは、DXへの取り組みを積極的に進め、社内業務プロセスのデジタル化推進・合理化による全体最適化や経営の機動性を高める仕組みづくりに取り組んでまいります。

一方、当社の提供するサービスにより、お客様の集客や業務効率、コスト削減を支援し、お客様のDX推進を進める「DXパートナー」へと変革してまいります。

このように、DXを推進し、社内外に新たな価値創造を実施してまいります。

④ 人財採用と育成環境の拡充、働き方改革の推進

当社グループは、「人財はお客様へ提供する付加価値の源泉」であり、当社グループの発展を支える不可欠な存在として、競争優位性を決定づける大切な経営資源と考えております。事業戦略に沿った継続的な採用活動を推進するとともに、社員一人ひとりが能力を発揮できるよう、人財育成プログラムの実践と、次世代人財の育成に注力してまいります。

また、働き方改革は、生産性向上につながるテーマであり、社員のモチベーションや人財採用、離職防止の面でも効果が期待できるものと捉え、働く人の立場・視点に立ち、環境づくりや諸制度の導入に取り組んでおります。今後も国の政策や法制度の動向を注視しながら、実効性の高い諸施策を推進してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化（コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ経営）

当社グループは、社会発展のために果たすべき義務や役割を理解し、事業や地域貢献などの活動を通じて企業価値向上と社会課題解決の双方を実現するサステナビリティ経営を推進してまいります。

持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、経営と業務執行の分離により、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全化、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを実行するとともに、独立社外取締役を活用するなど、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

当社グループは、これからもステークホルダーとの対話を通じ、ビジョンを実現するための成長戦略を描いてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2020年10月期)	第 54 期 (2021年10月期)	第 55 期 (2022年10月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2023年10月期)
売 上 高	2,462,247 千円	2,483,636 千円	2,587,750 千円	2,742,420 千円
経 常 利 益	131,146 千円	180,779 千円	223,129 千円	230,837 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	71,678 千円	120,934 千円	100,661 千円	157,936 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	16.54 円	27.56 円	24.30 円	52.79 円
総 資 産	3,657,046 千円	3,714,521 千円	3,470,310 千円	2,976,052 千円
純 資 産	2,193,957 千円	2,316,784 千円	2,177,446 千円	1,844,522 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	506.15 円	524.51 円	555.60 円	668.18 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 当社は、第54期より「従業員向け株式交付信託」を導入しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、当該信託の信託口が保有する当社株式を期中平均株式数、及び期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、2021年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第55期の期首から適用しており、第55期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2020年10月期)	第 54 期 (2021年10月期)	第 55 期 (2022年10月期)	第 56 期 (当事業年度) (2023年10月期)
売 上 高	1,576,562 千円	1,617,390 千円	1,721,062 千円	1,912,016 千円
経 常 利 益	53,832 千円	124,954 千円	147,670 千円	182,559 千円
当 期 純 利 益	28,201 千円	87,928 千円	55,026 千円	131,875 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	6.51 円	20.04 円	13.28 円	44.08 円
総 資 産	2,599,636 千円	2,726,970 千円	2,528,600 千円	2,093,805 千円
純 資 産	1,821,235 千円	1,911,055 千円	1,726,082 千円	1,367,097 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	420.17 円	432.65 円	440.43 円	495.23 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 当社は、第54期より「従業員向け株式交付信託」を導入しており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、当該信託の信託口が保有する当社株式を期中平均株式数、及び期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。
3. 当社は、2021年5月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第55期の期首から適用しており、第55期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TBCシルバーサービス株式会社	50,000 千円	100 %	介護サービス事業
VID株式会社	10,000 千円	100 %	美容サロン向けICT事業

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

セグメント	事業内容
美容サロン向けICT事業	美容サロン向け顧客管理システム及び販売管理システム等の開発、販売、集客支援ツールの提供
中小企業向けビジネスサービス事業	BPO、人材サービス、及びコンサルティングサービスの提供
介護サービス事業	介護付き有料老人ホームの運営、その他介護サービスの提供

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,977,574株 (自己株式2,262,426株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,948名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
香川 幸一	219,200 株	7.36 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	217,050 株	7.29 %
富国生命保険相互会社	204,000 株	6.85 %
安田 茂幸	125,160 株	4.20 %
株式会社エム・エイチ・グループ	82,500 株	2.77 %
東京海上日動火災保険株式会社	81,000 株	2.72 %
S C A T従業員持株会	78,000 株	2.62 %
田中 秀幸	65,400 株	2.20 %
吉田 知宏	50,200 株	1.69 %
石塚 久美雄	39,600 株	1.33 %

- (注) 1. 当社は自己株式2,262,426株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有する株式数は、当社が導入した「従業員向け株式交付信託」が所有する株式であります。なお、自己株式には、当社「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年1月10日開催の取締役会決議に基づき、2023年1月11日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを行い、自己株式1,159,400株を総額462,600,600円で取得いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 島 秀 夫	執行役員
取 締 役	福 田 博 行	B I C T事業部 事業部長 執行役員 美容サロン向け I C T事業担当
取 締 役	森 信 文	経営管理本部 本部長、執行役員 総務人事担当 T B Cシルバーサービス株式会社 取締役
取 締 役	西 尾 忍	経理財務本部 本部長、執行役員 経理財務担当 西尾公認会計士事務所 所長 株式会社フジヤパートナーズ 代表取締役
取 締 役	富 岡 和 治	株式会社ディスクロージャー 代表取締役
常 勤 監 査 役	菊 田 清 友	T B Cシルバーサービス株式会社 監査役
監 査 役	山 沢 邦 明	株式会社ディスクロージャー・プロ 取締役
監 査 役	佐 藤 浩 一	

- (注) 1. 取締役富岡和治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山沢邦明氏及び佐藤浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役富岡和治氏並びに監査役山沢邦明氏及び佐藤浩一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役山沢邦明氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有するものであります。
5. 2023年1月27日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、取締役荒川宏氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬の額の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針については、任意の委員会（指名報酬委員会）の答申に基づき取締役会決議により決定しております。指名報酬委員会は、代表取締役社長、人事担当取締役及び独立社外取締役を構成員とし、当該方針に基づき各取締役に求められる職責や能力、貢献度、及び業績等を勘案した原案を取締役会に提出しております。取締役会は、当該原案に基づき取締役報酬を決議しております。

また、監査役報酬等の決定方針については監査役の協議により決定しております。なお、固定報酬のみで構成し非金銭報酬等は導入しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	63,068千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,900千円 (4,200千円)
合 計	9名 (3名)	75,968千円 (9,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年1月29日開催の株主総会決議において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時点の取締役の員数11名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年1月29日開催の株主総会決議において年額24百万円以内（決議時点の監査役の員数3名）と決議いただいております。
3. 上記支給額のほか、2018年1月30日開催の第50回定時株主総会における、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、1,680千円の役員退職慰労金を支給しております。
4. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主に対する長期的に安定した利益還元を、重要課題の一つとして認識しております。当社では、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって定めることができる旨を定款に定めており、連結業績、連結配当性向と今後の経営に係る施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（2023年10月期）は、商号を「SCAT株式会社」に変更し、さらに東京本社を東京都港区に移転いたしました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申しあげるとともに、当社グループの更なる発展に向けた決意を込めまして、記念配当を実施することといたしました。

その結果、2023年10月期の期末配当金につきましては、期末配当金1株当たり5円（普通配当）に記念配当金1円を加え、1株当たり6円の配当とさせていただきますと存じます。

すでに実施済みの中間配当金1株当たり4円50銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり10円50銭（普通配当9円50銭、記念配当1円）となります。

- (注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率・1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,520,400	流動負債	523,396
現金及び預金	1,209,125	買掛金	45,958
売掛金	246,601	1年内返済予定の長期借入金	61,680
商品	39,719	未払費用	114,605
仕掛品	1,904	未払法人税等	71,663
その他	23,261	賞与引当金	77,934
貸倒引当金	△211	その他	151,553
固定資産	1,455,652	固定負債	608,133
有形固定資産	885,117	長期借入金	178,520
建物及び構築物	1,056,248	役員退職慰労引当金	16,685
土地	245,830	株式給付引当金	30,296
その他	140,267	退職給付に係る負債	326,535
減価償却累計額	△557,228	資産除去債務	40,446
無形固定資産	291,357	その他	15,650
ソフトウェア	208,191	負債合計	1,131,530
ソフトウェア仮勘定	42,608	(純資産の部)	
のれん	37,049	株主資本	1,847,081
その他	3,507	資本金	200,000
投資その他の資産	279,178	資本剰余金	338,339
投資有価証券	30,400	利益剰余金	2,174,072
繰延税金資産	159,838	自己株式	△865,331
その他	104,747	その他の包括利益累計額	△2,559
貸倒引当金	△15,808	その他有価証券評価差額金	△2,559
資産合計	2,976,052	純資産合計	1,844,522
		負債・純資産合計	2,976,052

(注) この連結貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,742,420
売上原価	1,655,924
販売費及び一般管理費	1,086,495
営業利益	858,628
営業外収益	227,866
受取利息及び配当金	19
貸倒引当金戻入	220
施設利用料	1,460
助成金収入	5,420
その他	1,149
営業外費用	8,269
支払利息	2,239
和解金	1,529
その他	1,529
経常利益	5,298
特別利益	230,837
家賃免除益	34,956
特別損失	34,956
固定資産除却損失	3,050
減損損失	5,738
事務所移転費用	14,276
税金等調整前当期純利益	23,065
法人税、住民税及び事業税	92,830
法人税等調整額	△8,037
当期純利益	242,728
親会社株主に帰属する当期純利益	157,936

(注) この連結損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,260,426	流動負債	347,680
現金及び預金	1,051,807	買掛金	30,237
売掛金	153,125	未払金	84,912
商物品	38,436	未払費用	71,793
仕掛品	1,904	未払法人税等	69,030
貯蔵品	714	前受金	18,091
前払費用	12,925	預り金	3,618
その他の金	1,724	賞与引当金	57,514
貸倒引当金	△211	その他の	12,481
固定資産	833,379	固定負債	379,027
有形固定資産	161,608	退職給付引当金	293,116
建物	201,841	役員退職慰労引当金	16,685
構築物	4,521	株式給付引当金	30,296
工具、器具及び備品	84,652	資産除去債務	38,929
土地	75,012	負債合計	726,708
減価償却累計額	△204,420	(純資産の部)	
無形固定資産	233,052	株主資本	1,369,656
商標権	95	資本金	200,000
ソフトウェア	197,163	資本剰余金	338,339
ソフトウェア仮勘定	35,794	資本準備金	143,198
投資その他の資産	438,718	その他資本剰余金	195,140
投資有価証券	30,400	利益剰余金	1,696,648
関係会社株式	185,041	利益準備金	15,656
出資金	390	その他利益剰余金	1,680,991
長期前払費用	302	繰越利益剰余金	1,680,991
繰延税金資産	143,207	自己株式	△865,331
その他の	95,185	評価・換算差額等	△2,559
貸倒引当金	△15,808	その他有価証券評価差額金	△2,559
資産合計	2,093,805	純資産合計	1,367,097
		負債・純資産合計	2,093,805

(注) この貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,912,016
売上原価	1,079,710
売上総利益	832,305
販売費及び一般管理費	654,395
営業利益	177,910
営業外収益	
受取利息及び配当金	4,560
貸倒引当金戻入額	220
解約金の収入	704
その他	289
の費用	
支払利息	619
支払手数料	165
貯蔵品廃棄損	206
その他	134
経常利益	182,559
特別利益	
家賃免除益	34,956
特別損失	
固定資産除却損	3,013
減損損失	5,738
事務所移転費用	14,276
税引前当期純利益	194,487
法人税、住民税及び事業税	74,710
法人税等調整額	△12,098
当期純利益	131,875

(注) この損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月20日

S C A T株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 逸見 宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S C A T株式会社（旧会社名 株式会社ティビィシィ・スキヤット）の2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S C A T株式会社（旧会社名 株式会社ティビィシィ・スキヤット）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年12月20日

S C A T 株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京 オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 逸見 宗義
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S C A T株式会社（旧会社名 株式会社ティビィシィ・スキヤット）の2022年11月1日から2023年10月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意志疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月20日

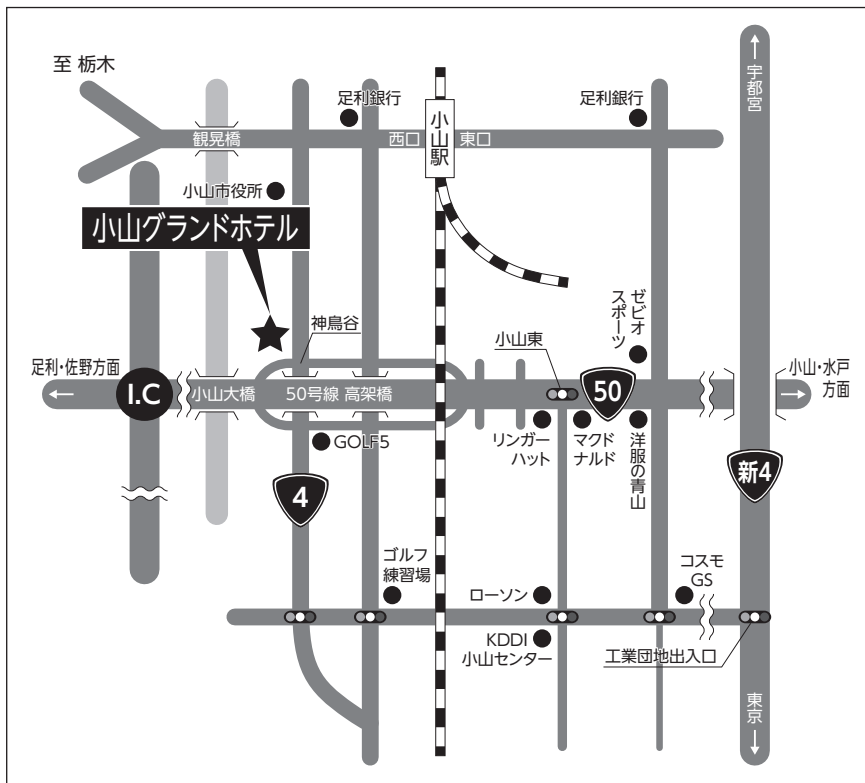
S C A T株式会社		監査役会	
常勤監査役	菊田清友		㊟
監査役	山沢邦明		㊟
監査役	佐藤浩一		㊟

(注) 監査役 山沢邦明及び佐藤浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 栃木県小山市神鳥谷202 小山グランドホテル2階会議室



交通のご案内

JR宇都宮線・小山駅西口

送迎あり（西口ロータリー）

「小山グランドホテル専用バス」で約10分

（9：30出発）